■Article■……

小規模企業白書（２０１５年版）

日税研専務理事　坂田純一

……

このメルマガの発信の頃には、年末恒例の「（与党）税制改正大綱」が公表されていると思う。２８年度税制改正大綱については、特に消費税の軽減税率制度がどのような制度設計になるのか、に関心が寄せられているが、その詳細や解説などは来年の１月以降のメルマガに譲りたい。

もともと、日本税務研究センターのメルマガは、諸法令等に基づく社会・経済等全般に亘る制度的な改正や創設、そして最近の興味深い租税判決などについて、いち早くその情報を提供する目的で発信されている。２０１５年も、早、師走となった。振り返り思うに、適時な情報提供としては、本号で取り上げた「小規模企業白書（以下、「白書」という。）」に関するものが抜けたかもしれないと感じ、多忙な年末事務を迎えている読者諸兄に比較的軽い記事としてここに紹介するものである。この「白書」は、平成２６年６月に施行された「小規模企業振興基本法」に基づき、わが国では初めて（第１回として）小規模企業に的を絞ったものとして作成され、同７月には冊子としても公表されている。

一　小規模企業振興基本法

わが国の経済の基盤を支えている企業群として中小企業が度々話題となっているが、対象となる企業に対する政府の振興施策もこの間、拡充されてきている。

中小企業に関しては、もともと「中小企業基本法」（昭和３８年７月２０日法律第１５４号）において法整備がなされている。その第１条では、「中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。」とされており、同第２条では、中小企業者の範囲及び用語の定義がされている。

つまり、確認の意味で記するが、同法による中小企業の範囲は、①資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの、②資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの、③資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの、④資本金の額又は出資の総額が５，０００万円以

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むものと、されている。また、同条第５項において、この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下の事業者をいう、と定義されてきた。

なお、これとは異なり、実体税法（法人税法等）では、いわゆる「１億円基準」といわれる措置が数多くあるが、それとの比較はここでは紹介していない。

「小規模企業振興基本法」は、それの制定の趣旨として「全国３８５万の中小企業、中でもその９割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。」としている。

法整備の起因としては、平成２５年通常国会において、８本の関連法案を一括で改正する「小規模企業活性化法」が既に成立しており、「中小企業基本法」の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当てた「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、「小規模企業振興基本法」の制定が課題とされていた。

そして、「小規模企業振興基本法」は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するためのものとして、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するもことをも目指して、平成２６年通常国会において６月２７日（法律第９４号）として成立した。

「小規模企業振興基本法」による「小規模企業者」とは、「中小企業基本法」第２条第５項に規定する小規模企業者をいうとされ、「おおむね常時使用する従業員の数が５人以下の事業者をいう。」と定義している（同法第２条）。

二　小規模企業白書

「小規模企業振興基本法」は、対象企業の「成長発展」のみならず、技術・ノウハウの維持向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置付けている。したがって、「白書」は、小規模事業者の業種構成から多様性を明らかにするとともに、小規模事業者の地域活動への取組状況や、従業員の多くが家族や地元出身者で構成されているなど事業体の特性を詳細に分析している。

具体的な「白書」の内容としては、第１部で小規模事業者の構造分析を行っており、その第１章では、従来詳細に分析されなかった小規模事業者の多様性や業種別の事業者数の規模感を俯瞰しており、小規模事業者の業種構成の分析や従業

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

者に占める親族の割合などを明らかにしている。第２章では、ほぼ半世紀にわたる小規模事業者数の推移を始め分析を通してより中長期的な観点から、小規模事業者の事業者数の推移、事業の好不調の時期などの経年的動向について分析、第３章では、効果的な経営力の向上に向け小規模事業者の販路開拓のための取組や、新しい働き方として注目されているフリーランスの実態について取り上げ、第４章では、小規模事業者の地域との関わり合いについての分析をし、就業の機会を提供している小規模事業者の地域における役割が示されている。また、第２部では、時代の変化に翻弄されながらも地域とともに逞しく活動している様々な小規模事業者や支援機関の４２の取組事例を紹介しており、それらは大変興味深いものとなっている。加えて、「白書」では、政府の平成２６年度において講じた小規模企業施策、そして平成２７年度において講じようとしている小規模企業施策も掲載されていることから、今後、アベノミクスの更なる好循環を目指している政府がどのように小規模企業施策に取り組もうとしているかも、推し量ることができる。

コラムでは税理士の関与先に対する経営指導に役立つもの、例えば、小規模事業者における「中小会計要領」の有用性や「小規模企業共済制度の見直し」、「小規模事業者持続化補助金」なども紹介されており、また、小規模企業全体の実態の把握に役立つ多くの分析が資料として掲載されていることから、「白書」は税理士事務所の蔵書として置かれておく価値が大いにあるものとお薦めしたい。なお、「白書」に用いられた数多くの統計資料は、一般に公表されている政府の統計資料を「白書」の趣旨に沿い再編加工し、さらに民間諸機関の調査等を主として利用している、とされている。

（小規模企業振興基本法の制定等）中小企業庁
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140627shokibo.htm
（小規模企業白書：２０１５年版）ＰＤＦ版　中小企業庁
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H27/PDF/h27_pdf_mokujisyou.html

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。